

証券コード 8281
2019年6月6日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代表取締役社長 諸 橋 友 良

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 第47期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は2019年6月26日（水曜日）午後5時までには到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

【お知らせ】

1. インターネットによる開示について

提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.xebio.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
- ② 事業報告の会社の体制及び方針
- ③ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

2. 本株主総会の結果の開示について

本株主総会の結果は、当社ウェブサイト（<http://www.xebio.co.jp/>）に掲載させていただく予定です。

3. 議決権行使書について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

4. 株主総会招集ご通知の英語訳について

以下は、本株主総会招集ご通知の英語訳が当社ウェブサイトに掲載されている旨を英文でお知らせするものです。

Notice: This is a convocation notice for the XEBIO Holdings CO., LTD. Shareholder's Meeting on June 27, 2019. An English translation of this document is placed on the company's web-site (<http://english.xebio.co.jp/>).

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、2019年4月23日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭

配当総額は、773,709,650円となります。

(これにより、年間配当金は、2018年12月10日に実施した中間配当金17円50銭と合わせ1株につき35円となります。)

2.剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月7日(金曜日)

以上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、地政学的リスクや貿易摩擦の激化等による影響が懸念されており、個人消費の先行きに対しても、節約志向の高まりが指摘されるなど引き続き不透明な状況にあります。

スポーツ用品販売業界におきましては、健康志向とスポーツへの関心の高まりが継続しているものの、他業態からの参入といった競争の激化もあり、厳しい環境となりました。

このような状況下、当社グループ業績は豪雨や台風、記録的暖冬等外部環境の影響もあり減収減益と厳しい結果となるなか、在庫適正化の取り組みを推進し、営業キャッシュフローを回復基調とさせることができました。

同時に、急激に変化するマーケットに対して、ゼビオグループの永続的な発展のため、新しいスポーツビジネスをスポーツコングロマリット構想のもと探求し、将来に向けた投資を進めながら、主力のスポーツ小売事業をキャッシュフロー重視の経営構造に回帰させ、自社開発による強化商品の展開拡大や既存店での新たな業態やコーナーの展開等、将来ニーズを想定した売場作りを進めるなど、安定的なグループ経営体制の構築に注力いたしました。

新規出店につきましては、既存店への業態追加を中心に国内外で66店舗を出店し25店舗を閉店しました。

これらにより、当連結会計年度末におけるグループの総店舗数は、867店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて3,783坪増加して195,673坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,316億29百万円（前期比1.3%減）、営業利益57億66百万円（前期比47.2%減）、経常利益67億25百万円（前期比41.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益18億84百万円（前期比55.6%減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第 46 期		第47期 (当期)		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	%
ウ	ィンタースポーツ	13,723	5.8	12,322	5.3	89.7
ゴ	ルフ	62,436	26.6	61,142	26.4	97.9
一	般競技スポーツ	84,431	36.0	81,579	35.2	96.6
ス	ポーツアパレル	30,964	13.2	31,885	13.8	103.0
ア	ウトドア・その他	32,975	14.1	34,564	14.9	104.8
ス	ポーツ用品・用具計	224,530	95.7	221,494	95.6	98.6
フ	ァッション衣料計	1,179	0.5	947	0.4	80.0
そ	の他計	8,885	3.8	9,187	4.0	103.3
合	計	234,595	100.0	231,629	100.0	98.7

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンター用品・用具は、昨年と比べ降雪時期が遅れたこと及び暖冬の影響を大きく受け、低調に推移いたしました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は、前期比10.3%の減少となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ用品・用具は、新規顧客の獲得と接客率向上に注力したものの、昨年の人気ブランドのモデルチェンジの影響もあり、低調に推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、前期比2.1%の減少となりました。

【一般競技スポーツ部門】

一般競技スポーツでは、一部では回復基調を示したカテゴリーも見受けられたものの、夏季の記録的猛暑の影響による不振から、全般的には低調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ部門の売上高は、前期比3.4%の減少となりました。

【スポーツアパレル部門】

スポーツアパレルでは、季節やスポーツシーンに合った商品提案が奏功し、好調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前期比3.0%の増加となりました。

【アウトドア・その他部門】

アウトドア・その他部門は、タウンユース向け商品が堅調に推移したことに加え、季節に応じた商品展開が奏功し好調に推移いたしました。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前期比4.8%の増加となりました。

(2) 対処すべき課題

雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。スポーツ用品小売業界におきましても、健康志向の高まりからパーソナルスポーツへの関心は依然高いものの、少子高齢化、人口減による市場縮小も懸念され、楽観視できない状況でもあります。

このような状況下、当社グループは、2017年6月に、「2020年とその先に向け、スポーツコングロマリットの拡大・深耕を図ることで、グループの価値領域を最大化する」「お客様とのValue Pointを通じてスポーツの価値を提供し続ける、オンリーワン企業」をグループビジョンに掲げ、2020年度を達成年度とする中期経営計画を発表いたしました。外部環境の変化やそれに伴う経営戦略の変更やグループ事業環境への取り組みを踏まえ、その達成年度の見直しをいたしております。次期につきましては、以下のテーマに重点をおいて取り組んでまいります。

- ① 選択と集中によるグループ内リソースの最大活用
- ② 時流より変化する地域ニーズに応え続けられる店舗基盤の構築
- ③ デジタル戦略の強化

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,880百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（66店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名
2018年4月	エルブレス岡山新保店 エルブレスいわき店 エルブレス小倉東インター店
2018年5月	ゴルフパートナー ウィレ新都市店（韓国） トランスビュー クルンテープクリタスポーツクラブ店（タイ）
2018年6月	ゼビオスポーツエクスプレスららぽーと海老名店 エルブレス アリオ蘇我店 エルブレス アリオ上尾店 エルブレス神戸学園南インター店 エルブレス高知インター店 エルブレス宮崎花ヶ島店 ゴルフパートナー フェアモール松任店 ゴルフパートナー 四条畷店（忍ヶ丘ゴルフセンター内） ネクスト ドームつくば学園東大通り店（ルーキーUSA併設） ルーキーUSAフルルガーデン八千代店 ルーキーUSAららぽーと甲子園店
2018年7月	エルブレス アクロスプラザ佐世保藤原町店 エルブレス長岡リバーサイド千秋店 ゴルフパートナーいわき中央店 ゴルフパートナー R17前橋上小出店 ゴルフパートナー 旭川末広店 ゴルフパートナー ヨンインボジョン店（韓国） ルーキーUSAアルカキット錦糸町店
2018年8月	ゴルフパートナー三ノ宮駅前店 ゴルフパートナー立川国際カントリー倶楽部店 ゴルフパートナー伊勢崎店 ゴルフパートナー ライカム店 ゴルフパートナー ヤンジェ店（韓国） ルーキーUSAチャンネルシティ博多店

時 期	店 名
2018年9月	S S X 渋谷公園通り店 S S X ららぽーと名古屋みなとアクルス店（エルブレス併設） エルブレス フルルガーデン八千代店 ゴルフパートナー高崎店 ゴルフパートナー堺北花田店 ネクストみなとみらい東急ストア店（ルーキーU S A 併設） ネクスト港北ノースポート・モール店（ルーキーU S A 併設） ルーキーU S A ザ・モール仙台長町店
2018年10月	エルブレス秋田茨島店 ルーキーU S A 原宿店 トランスビュー ニライスプリングスゴルフカントリークラブ店（マレーシア）
2018年11月	S S X ダイバーシティ東京プラザ店（エルブレス併設） エルブレス イーアスつくば店 エルブレス福山店 ゴルフパートナー厚木店（飯山ゴルフスクエア内） トランスビュー パインズクラブドライビングレンジ店（ゴルフパートナー併設）（タイ） ゴルフパートナー ドゴク店（韓国）
2018年12月	ネクサス新庄店 トランスビュー ケラブゴルフサラワク店（マレーシア）
2019年2月	トランスビュー シャムカントリークラブ店（タイ） ゴルフパートナー ドンキモールトンロー店（タイ）
2019年3月	エルブレス盛岡盛南店 エルブレス ピオニウォーク東松山店 エルブレス スマーク伊勢崎店 エルブレスゆめタウン高松店 ゴルフパートナー白山ヴィレッジゴルフコース店 トランスビュー サマラハンカントリークラブ店（マレーシア）

（注）S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期	第 45 期	第 46 期	第47期 (当期)
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売 上 高 (百万円)	221,391	223,353	234,595	231,629
経 常 利 益 (百万円)	6,396	7,499	11,389	6,725
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,120	2,991	4,249	1,884
1株当たり当期純利益 (円)	46.95	66.89	95.08	42.41
総 資 産 (百万円)	180,875	188,744	188,131	184,054
純 資 産 (百万円)	115,657	116,779	119,682	118,481
1株当たり純資産 (円)	2,556.27	2,603.52	2,665.51	2,667.14

(注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゼビオ株式会社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ヴィクトリア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	30百万円	100.0% (100.0%)	マーケティングエージェント事業
ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社	25百万円	100.0%	ゼビオグループ戦略構築
クロステックススポーツ株式会社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R & D業務事業

(注) 1. 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	112,257百万円

(6) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社40社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業及びWEBサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業)

ゼビオ株式会社
(子会社)

業態 スーパースポーツゼビオドーム
スーパースポーツゼビオ
ゼビオスポーツ
ゼビオスポーツエクスプレス
PGA TOUR SUPERSTORE (ゴルフ専門店)

株式会社ヴィクトリア
(子会社)

業態 ヴィクトリア
ヴィクトリアゴルフ (ゴルフ専門店)
エルブレス (アウトドア専門店)
タケダスポーツ
ネクサス

株式会社ゴルフパートナー
(子会社)

業態 ゴルフパートナー
フェスティバルゴルフ

(ファッション事業)

ゼビオ株式会社

業態 next (ネクスト)
X'tyle (エクスタイル)
ルーキーUSA

(その他)

ゼビオ株式会社

業態 X'tyle Vision (エクスタイル ビジョン)
スポーツメガネ・サングラス専門店
Xiasis (ジアシス)
スポーツドラッグ専門店

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェント事業等。

ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社（子会社）

ゼビオグループ戦略構築等。

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R&D業務事業等。

(7) 主要な事業所及び店舗（2019年3月31日現在）

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

宇都宮^{ウツノミヤ} ^{ウツノミヤ} 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号

東京オフィス 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

店舗 405店舗

北海道	26店舗	青森県	8店舗	岩手県	6店舗	宮城県	19店舗
秋田県	7店舗	山形県	8店舗	福島県	29店舗	茨城県	14店舗
栃木県	8店舗	群馬県	3店舗	埼玉県	21店舗	千葉県	21店舗
東京都	13店舗	新潟県	18店舗	富山県	4店舗	石川県	3店舗
福井県	2店舗	長野県	16店舗	岐阜県	2店舗	静岡県	8店舗
愛知県	19店舗	三重県	7店舗	滋賀県	2店舗	京都府	3店舗
大阪府	24店舗	兵庫県	12店舗	奈良県	3店舗	和歌山県	2店舗
島根県	4店舗	岡山県	4店舗	広島県	8店舗	山口県	4店舗
徳島県	2店舗	香川県	3店舗	愛媛県	4店舗	高知県	5店舗
福岡県	32店舗	佐賀県	2店舗	熊本県	7店舗	大分県	3店舗
長崎県	3店舗	宮崎県	7店舗	鹿児島県	3店舗	沖縄県	6店舗

株式会社ヴィクトリア ウィクトリアカンパニー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 店舗 120店舗
 埼玉県 7店舗 千葉県 5店舗 東京都 65店舗 神奈川県 43店舗

初サカカンパニー 岩手県盛岡市みたけ2丁目8番40号
 店舗 29店舗
 青森県 5店舗 岩手県 10店舗 宮城県 2店舗 秋田県 8店舗
 山形県 4店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
 直営店舗 222店舗
 北海道 9店舗 青森県 2店舗 岩手県 3店舗 秋田県 3店舗
 山形県 2店舗 福島県 5店舗 茨城県 11店舗 栃木県 3店舗
 群馬県 5店舗 埼玉県 11店舗 千葉県 21店舗 東京都 32店舗
 神奈川県 20店舗 新潟県 4店舗 石川県 3店舗 岐阜県 1店舗
 静岡県 3店舗 愛知県 8店舗 三重県 6店舗 大阪府 21店舗
 兵庫県 7店舗 奈良県 4店舗 岡山県 2店舗 広島県 4店舗
 山口県 2店舗 徳島県 2店舗 香川県 1店舗 愛媛県 2店舗
 福岡県 9店舗 佐賀県 1店舗 熊本県 4店舗 大分県 2店舗
 長崎県 1店舗 宮崎県 2店舗 鹿児島県 2店舗 沖縄県 4店舗

賽標(成都)体育用品 中華人民共和国
 有限公司 B1F,Shihao Square,No.998 Middle Part of Jiannan Road,Gaoxin
 Qu,Chengdu,China
 店舗 2店舗

クロススポーツマーケティング株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア
クロステックスポーツ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比
2,718名	258名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,596名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
 (3) 株主数 20,605名
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 ^株	18.7 [%]
公 益 財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.2
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,466	9.3
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,160,900	4.9
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,452,000	3.3
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	1,409,200	3.2
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,173,350	2.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,052,619	2.4
諸 橋 寛 子	900,897	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,699,043株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸橋友良	代表取締役社長	ゼビオ株式会社 代表取締役会長 ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社 取締役
北澤猛	取締役	クロステックスポーツ株式会社 監査役 賽標（中国）体育用品有限公司 監事 賽標（成都）体育用品有限公司 監事 Golf Partner Korea Co.,Ltd. 監事
谷代正毅	取締役	Berkeley Research Group 顧問
石綿学	取締役	弁護士 弁・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社ユニテッドアローズ 社外取締役 株式会社オカムラ 顧問 株式会社デジタルハーツホールディングス 社外取締役 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授
太田道彦	取締役	セゾン自動車火災保険株式会社 監査役 応用地質株式会社 社外取締役
加藤則宏	常勤監査役	ゼビオ株式会社 監査役 ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社 監査役 ゼビオコーポレート株式会社 監査役
小谷野幹雄	監査役	公認会計士事務所 士長員 小谷野公認会計士事務所 代表社員 小谷野税理士法人 監査役 株式会社ヴィクトリア 監査役 日本システムウェア株式会社 社外取締役監査等委員
高久敏雄	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小谷野幹雄氏、高久敏雄氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役高久敏雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	127百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役1名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し21百万円）が含まれております。
4. 上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当期中に受けた役員報酬等の総額は2百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、Berkeley Research Groupの顧問を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、株式会社オカムラの顧問であります。株式会社オカムラと当社との間には、店舗内装工事等の取引関係があります。森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、株式会社ユナイテッドアローズ、株式会社デジタルハーツホールディングスの社外取締役及び東京大学大学院法学政治学研究科の客員教授を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役太田道彦氏は、セゾン自動車火災保険株式会社の監査役及び応用地質株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、小谷野税理士法人代表社員、子会社株式会社ヴィクトリアの監査役及び日本システムウェア株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と小谷野公認会計士事務所、小谷野税理士法人及び日本システムウェア株式会社との間には特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会25回に出席（出席率96%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役太田道彦氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役高久敏雄氏は当期開催の取締役会25回に出席（出席率96%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役高久敏雄氏は当期開催の監査役会15回に出席（出席率94%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	118,104	流 動 負 債	56,982
現金及び預金	18,328	支払手形及び買掛金	16,471
受取手形及び売掛金	21,775	電子記録債務	25,477
営業貸付金	1,604	短期借入金	8
商 品	68,419	未払法人税等	474
未収還付法人税等	1,080	賞与引当金	1,171
その他の	7,324	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△428	ポイント引当金	1,561
		その他の	11,802
固 定 資 産	65,950	固 定 負 債	8,591
有 形 固 定 資 産	33,857	長期借入金	504
建物及び構築物	13,800	リース債務	2,260
土地	15,740	繰延税金負債	91
リース資産	1,645	退職給付に係る負債	850
建設仮勘定	403	役員退職慰労引当金	59
その他の	2,266	資産除去債務	4,289
無 形 固 定 資 産	6,181	その他の	535
のれん	3,732	負 債 合 計	65,573
ソフトウェア	1,175	純 資 産 の 部	
その他の	1,273	株 主 資 本	117,940
投 資 そ の 他 の 資 産	25,912	資 本 金	15,935
投資有価証券	1,085	資 本 剰 余 金	16,136
長期貸付金	67	利 益 剰 余 金	92,365
繰延税金資産	4,891	自 己 株 式	△6,497
差入保証金	2,953	その他の包括利益累計額	△20
敷 金	14,248	その他有価証券評価差額金	244
投資不動産	1,756	為替換算調整勘定	477
退職給付に係る資産	28	退職給付に係る調整累計額	△742
その他の	1,224	新 株 予 約 権	521
貸倒引当金	△343	非 支 配 株 主 持 分	40
資 産 合 計	184,054	純 資 産 合 計	118,481
		負 債 純 資 産 合 計	184,054

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		231,629
売上原価		143,732
売上総利益		87,896
販売費及び一般管理費		82,130
営業利益		5,766
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	11	
為替差益	44	
不動産賃貸料	902	
業務受託料	343	
その他	696	
		2,065
営業外費用		
支払利息	12	
不動産賃貸費用	678	
業務受託費用	355	
貸倒引当金繰入額	21	
その他	38	
		1,106
経常利益		6,725
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取保険金	126	
		131
特別損失		
固定資産除却損	153	
減損損失	2,095	
災害による損失	141	
店舗閉鎖損失	20	
投資有価証券評価損	78	
その他	16	
		2,505
税金等調整前当期純利益		4,351
法人税、住民税及び事業税	2,687	
法人税等調整額	△228	
当期純利益		1,892
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		1,884

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 外賀 友明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

ゼビオホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	加 藤 則 宏	㊟
社外監査役	小 谷 野 幹 雄	㊟
社外監査役	高 久 敏 雄	㊟

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,302	流 動 負 債	6,567
現金及び預金	2,869	関係会社短期借入金	5,650
関係会社短期貸付金	31,909	未払金	475
前払費用	149	未払法人税等	168
未収金	1,565	前受収益	211
未収還付法人税等	700	賞与引当金	24
その他の	112	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△3	その他の	22
固 定 資 産	74,954	固 定 負 債	841
有 形 固 定 資 産	15,485	退職給付引当金	6
建物	7,729	役員退職慰労引当金	59
構築物	154	預り保証金	70
工具、器具及び備品	82	資産除去債務	685
土地	7,518	その他の	19
その他の	0	負 債 合 計	7,409
無 形 固 定 資 産	844	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	844	株 主 資 本	104,081
その他の	0	資本金	15,935
投 資 そ の 他 の 資 産	58,625	資本剰余金	16,167
投資有価証券	851	資本準備金	15,907
関係会社株式	51,166	その他資本剰余金	259
長期貸付金	16	利 益 剰 余 金	78,476
関係会社長期貸付金	2,319	利益準備金	802
前払年金費用	8	その他利益剰余金	77,673
繰延税金資産	2,218	別途積立金	72,050
差入保証金	6	繰越利益剰余金	5,623
敷金	1,017	自 己 株 式	△6,497
投資不動産	1,674	評価・換算差額等	244
その他の	417	その他有価証券評価差額金	244
貸倒引当金	△1,071	新株予約権	521
資 産 合 計	112,257	純 資 産 合 計	104,848
		負 債 純 資 産 合 計	112,257

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		10,668
営業費用		5,189
営業利益		5,478
営業外収益		
受取利息	405	
受取配当金	11	
為替差益	174	
不動産賃貸料	376	
その他	29	
		997
営業外費用		
支払利息	29	
不動産賃貸費用	229	
その他	4	
		264
経常利益		6,212
特別損失		
固定資産除却損	17	
投資有価証券評価損	36	
関係会社株式評価損	3,293	
貸倒引当金繰入額	189	
その他	0	
		3,537
税引前当期純利益		2,674
法人税、住民税及び事業税	439	
法人税等調整額	△40	
		399
当期純利益		2,275

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2019年5月28日

ゼビオホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 外賀 友明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (1964年8月28日)	1994年12月 当社入社 1997年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 2000年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 2000年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長 2001年10月 当社取締役スポーツ事業部部長 2002年7月 当社常務取締役営業本部長 2003年2月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] ゼビオ株式会社取締役 株式会社ヴィクトリア取締役 ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社取締役	1,173,350株
2	北澤猛 (1950年11月4日)	1974年4月 株式会社トーマン入社 2000年4月 上海トーマン社社長 2004年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 2005年1月 同社繊維原料部長 2008年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 2008年6月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] クロステックスポーツ株式会社監査役 賽標（中国）体育用品有限公司監事 賽標（成都）体育用品有限公司監事 Golf Partner Korea Co.,Ltd.監事	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	谷代正毅 (1943年12月11日)	1967年 4月 株式会社日本興業銀行入行 1993年 6月 同行ロサンゼルス支店長 1996年 6月 同行常任監査役 1999年 6月 同行常務執行役員 2002年 4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 2004年 6月 富士重工株式会社常勤監査役 2006年 6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] Berkeley Research Group 顧問	0株
4	石綿学 (1970年11月16日)	1997年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 1997年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2008年 6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役 株式会社オカムラ顧問 株式会社デジタルハーツホールディングス社外取締役 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授	0株
5	太田道彦 (1952年12月8日)	1975年 4月 丸紅株式会社入社 2008年 4月 同社常務執行役員ライフスタイル部門長 2009年 6月 同社代表取締役常務執行役員 2010年 4月 同社代表取締役専務執行役員 2012年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 2013年 4月 同社副社長執行役員アセアン支配人 東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長 2014年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年 4月 同社副会長 2016年 6月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] セゾン自動車火災保険株式会社監査役 応用地質株式会社社外取締役	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は社外取締役候補者であります。谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者の選任理由
諸橋友良氏につきましては、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
北澤猛氏につきましては、商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただいたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年間であります。
石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年間であります。
太田道彦氏につきましては、これまでに総合商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他の事業展開に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間あります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
なお、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役小谷野幹雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
小谷野幹雄 (1961年6月20日)	1985年4月 大和証券株式会社入社 1988年8月 公認会計士登録 1996年8月 大和証券株式会社退社 1996年9月 小谷野公認会計士事務所開業 2000年6月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 公認会計士 小谷野公認会計士事務所所長 小谷野税理士法人代表社員 株式会社ヴィクトリア監査役 日本システムウェア株式会社社外取締役監査等委員	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者小谷野幹雄氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由
 小谷野幹雄氏につきましては、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査の双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって19年間であります。
 4. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である小谷野幹雄氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く。）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年以内

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員もしくは従業員及び連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得条項

- ①新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

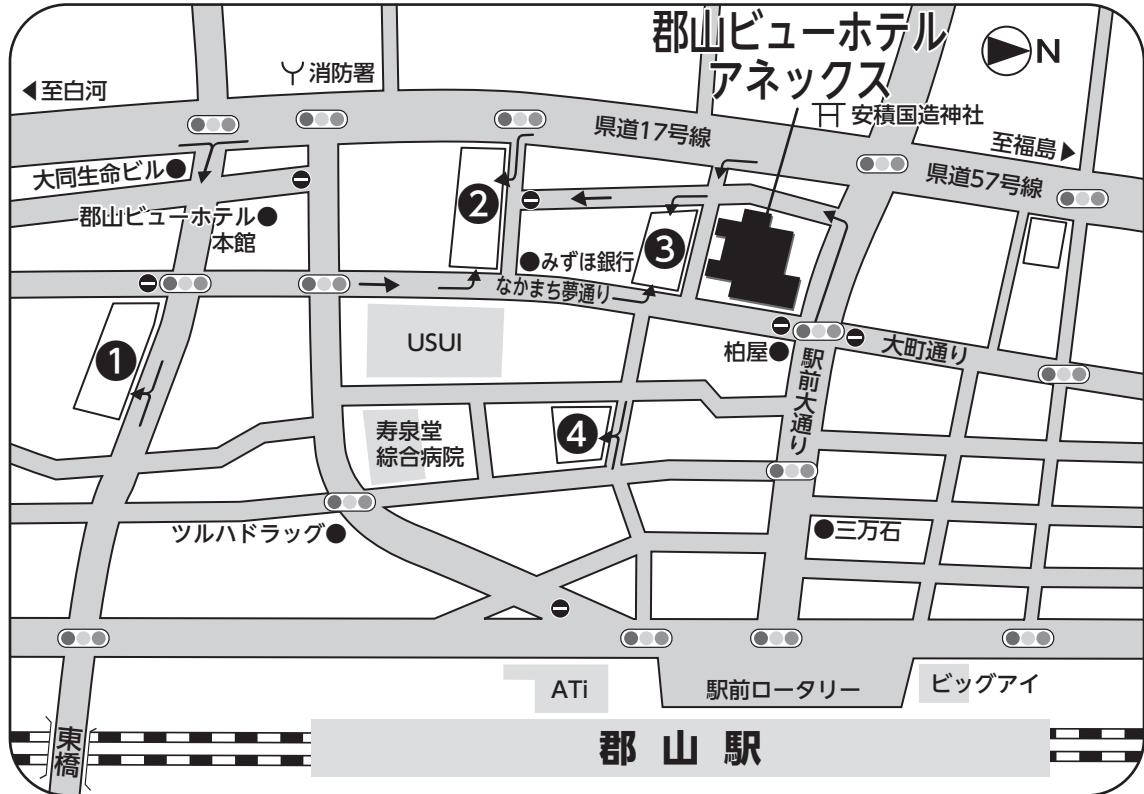
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

第47回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス 4階
電 話 (024) 939-1111



※お車でお越しの際は、地図に記載の駐車場をご利用下さい。

*ご利用可能な駐車場

①中町立体駐車場 ②中町中央パーキング ③ナイスパーク中町 ④パーキングタウンMaggy陣屋

<交通のご案内>

●JR郡山駅（西口）より徒歩で約5分

●東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分